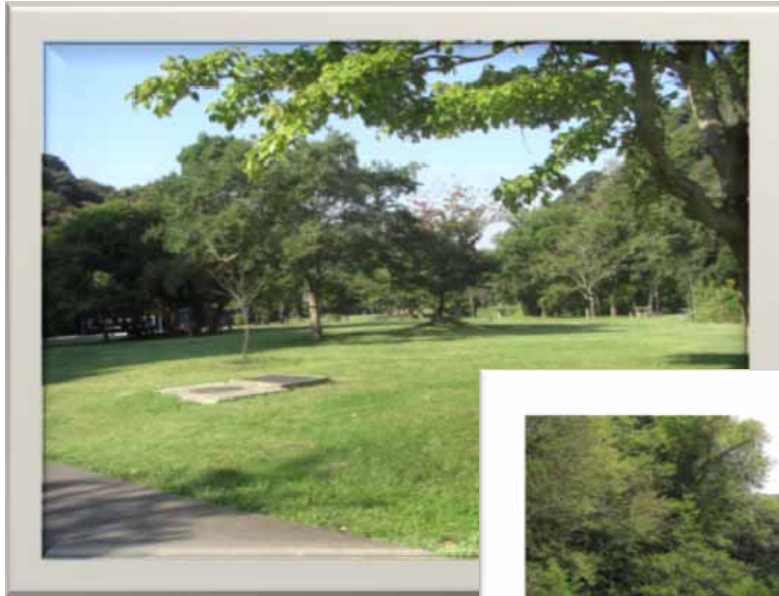


返還の実現に向けて

逗子市池子接收地返還促進市民協議会



逗子市池子接收地返還促進市民協議会とは

昭和 29 年（1954 年）に逗子市が町から市になった最初の議会で、「駐留軍（米軍）接收地一部返還要請決議」が全会一致で採択され、全市的な返還運動が始まりました。こうした状況の下、「市民の平和な生活を守りたい」という願いを込めて、本協議会の前身である「池子接收地返還促進協議会」が結成され、返還運動の中心的役割を担ってきました。

昭和 42 年（1967 年）には、市と市議会を中心としていたそれまでの協議会から、市民主体の活動をより明確にした「逗子市池子接收地返還促進市民協議会」が新たに結成され、多くの市民団体が参加し、池子住宅地区及び海軍補助施設の返還に向け、政府関係機関への要請など様々な活動に取り組んでいます。

なお、本年 10 月 12 日に、市は約 40 ヘクタールの土地の共同使用申請書を国へ提出しました。本協議会としても、市民が 1 日でも早く利用ができるよう、市と連携して取り組んでいきます。

接收地とは

池子接收地は、昭和 13 年（1937 年）に旧日本海軍により強制買収され、弾薬庫として使用されたことに始まります。

終戦後、連合軍が占拠し、アメリカ陸軍が弾薬庫として接收したことから接收地と呼ばれ、その後は在日米海軍が「池子弾薬庫」の名称で使用しました。現在は、昭和 60 年（1985 年）11 月の日米合同委員会の合意により、「池子住宅地区及び海軍補助施設」という名称になっています。



返還とは

米軍に提供した土地が日本国政府や土地所有者へ返されることです。自治体が返還された土地を使用する場合は、原則として、有償で買い取るか、貸与を受けることになります。平成 23 年 9 月に、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会が開かれ、約 40 ヘクタールの土地の返還の継続協議と返還までの間の共同使用が合意されました。その翌日には、在日米海軍、防衛省、市による三者協議会が開かれ、共同使用の具体化に向け協議が進められています。

市では、本年 10 月 12 日に共同使用の申請書を防衛省南関東防衛局に提出し、早期の市民利用の実現を目指しています。本協議会でも、共同使用を返還へのステップととらえ、共同使用の実現を活動方針の一つに掲げています。

池子の森とは（返還後の利用）

池子の森には、コナラ、クヌギ、イロハモミジなどの落葉広葉樹林とスダジイを主とした常緑広葉樹林が広がっています。多様な動植物が棲息しており、調査では、植物 734 種、哺乳類 5 種、鳥類 87 種、昆虫 807 種が確認されています。オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、ハチクマ、チョウゲンボウ、フクロウなどの猛禽類も観察されています。（昭和 62 年（1987）横浜防衛施設局：環境影響予測評価書）



また、地球の歴史を知る上でも貴重な資料となる、シロウリ貝類の化石も発見されています。シロウリ貝の化石は、440 万年前に水深 1,000 メートルほどの海底に群生していたものが約 50 万年前に地殻変動によって地上に現れたものです。

埋蔵文化財の発掘調査でも先土器、縄文時代から現代に至るまでの多数の出土品が発掘され、なかでも弥生時代の木製の農耕具などが大量に出土しています。これらの出土品は、接收地内に建てられた池子遺跡群資料館に展示されています。

まさに、池子の森は野外博物館と言えるでしょう。横浜、鎌倉、三浦半島に続く緑地の中でも、自然性の高い森となっています。跡地利用にあたってはこうしたことに十分配慮することが大切です。

共同使用が基本合意されている西側一帯の約 40 ヘクタールの土地の利用について、現在、市では現状を活かした公園として市民の利用を考えています。本協議会でも自然公園の実現を目指しています。

返還と共同使用



返 還

第一運動公園



久木共同運動場



共同使用

医療保健センター進入路



久木共同運動場通路



約40ヘクタール共同使用予定地

400mトラック



野球場



池子遺跡群資料館



キャンプ場



返還と共同使用のあゆみ

昭和 29 年(1954)	9 月	「駐留軍接收地一部返還要請」を市議会が決議し、返還運動を開始
	11 月	「池子接收地返還促進協議会」が結成
昭和 42 年(1967)	1 月	「逗子市池子接收地返還促進市民協議会」へと改組
昭和 45 年(1970)	12 月	「一部返還」を「全面返還」に方針変更し国へ要請。以降、継続して国へ返還を要請
昭和 47 年(1972)	12 月	管理事務所地区(約 6 万㎡)が返還され、第一運動公園及び道路を建設
昭和 52 年(1977)	8 月	久木地区の一部(約 2 万 5 千㎡)が返還され、久木中・小学校共同運動場を建設
昭和 53 年(1978)	8 月	市議会が「池子弾薬庫の即時全面返還と跡地に国営自然公園設置」の意見書を国へ提出
	10 月	マイクログ通信施設(約 1 千 3 百㎡)が返還され、第一運動公園の拡張及び道路を整備
平成 8 年(1996)	3 月	久木地区の一部が、久木中・小学校共同運動場への近道として共同使用開始
平成 10 年(1998)	3 月	横浜防衛施設局が市の要請に応えて、病院用地、公民館用地などを提示
	12 月	交流事業として西側運動施設の市民利用に向け、市長と横須賀基地司令官との共同声明を調印(H11 年 10 月:野球場・テニスコート、H12 年 1 月:400mトラックの使用開始)
平成 13 年(2001)	3 月	逗葉地域医療保健センター進入路の共同使用の許可
平成 14 年(2002)	5 月	逗葉地域医療保健センター進入路の返還申請を国へ提出
平成 20 年(2008)	4 月	市が病院用地及び久木公民館用地を公園用地へと方針を変更
平成 21 年(2009)	7 月	国が約 40ha の土地の返還を示して住宅等の建設への協力を要請
平成 22 年(2010)	9 月	日米合同委員会で住宅戸数 400 戸、約 40ha 土地の返還協議継続及び共同使用を合意
平成 23 年(2011)	2 月	市が公園として約 40ha 土地の利用方針を作成し、共同使用の早期実現を国へ要請
	9 月	日米合同委員会施設調整部会で約 40ha の土地の共同使用を合意
	9 月	共同使用等を協議するため日米海軍、国、市による三者協議会を設置
	10 月	約 40ha の土地の共同使用申請書を南関東防衛局へ提出

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

目的

市民の総力を結集して、池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図る。

事業方針

- ・池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し約 40 ヘクタールの土地の共同使用の早期具体化とともに、一部返還を目指す。
- ・跡地利用としての国営公園の誘致を目指す。
- ・旧軍港市転換法の逗子市適用を関係機関へ強く求めていく。
- ・市民への PR 活動を推進する。

組織

会長 逗子市議会議長

副会長 逗子市体育協会代表、逗子市 PTA 連絡協議会代表、逗子市地域婦人団体連絡協議会代表

役員 地域住民の代表(逗子地区、上桜山地区、下桜山地区、沼間地区、池子地区、山の根地区、久木地区、小坪地区、新宿地区)

各種団体の代表(逗子市商工会、商工会事業所、逗子市スポーツ少年団、逗子市地域体育団体協議会、逗子市レクリエーション協会、逗子市小中学校校長会、逗子市子ども会連絡協議会、逗子市社会福祉協議会、逗子市母子寡婦福祉協議会、逗子市文化協会、逗子ロータリークラブ、逗子葉山青年会議所、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、三浦半島地区労働組合協議会)

公募による市民 5 名

発行日 平成 23 年 12 月

発行者 逗子市池子接收地返還促進市民協議会(事務局 逗子市経営企画部基地対策課) 電話 046-873-1111(内線 331)